

令和2年8月3日

保護者の皆様へ

福岡県立筑紫中央高等学校長

「新型コロナウイルス感染症」に係る対応方針について

標記の件に関し、下記のように対応しますので御確認をお願いします。また、御家庭におかれましても、御理解と御協力の上、感染症対策をよろしくをお願いします。

記

(1) 基本的な感染症対策

- ① 手洗い、マスク着用、換気（扇風機設置等）、3密の回避や社会的距離の確保等を実施する。
- ② 検温等の感染症対策を講じていない者の入校は禁止する。（正門に看板設置）
- ③ 生徒及び職員以外の来校者については、必ず事務室にて用件を伺う。必要に応じて、応接室にて対応する。（応接室には仕切りを設ける。）
- ④ 家庭との連携により、毎朝、自宅で健康状態の確認（検温等）を行う。発熱等の風邪の症状が見られる場合は、無理をせずに自宅で休養する。
- ⑤ 登校時に体温や健康状態等を確認する。
- ⑥ 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、基礎疾患がある等重症化しやすい者で発熱や比較的軽い風邪の症状がある場合、又はこれら以外の者で発熱や咳等の比較的軽い症状が続く場合は、保健所や病院等に相談する。
- ⑦ 同居する（帰省等をした）家族に上記⑥のような症状があるなど、感染の疑いがある場合は、症状が改善する等、感染の疑いなくなるまで、生徒は自宅待機する。この場合、出席扱いとする。

(2) 生徒等の感染が判明した場合（PCR検査で陽性が出た場合）の対応

- ① 生徒本人や保護者、保健所等から情報が入り次第、県教育委員会と協議の上、原則として学校保健安全法第20条に基づく臨時休校とする。臨時休校の場合、部活動等も中止とする。
- ② ①の期間は2週間を基準とするが、保健所等と相談の上、学校内における活動の状況、接触者の状況、地域における感染拡大状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、別途判断する場合がある。
- ③ 当該生徒に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止（治癒するまで）の措置をとる。

<両面印刷>

(3) 生徒等が濃厚接触者に特定された場合の対応

- ① 生徒本人や保護者、保健所等から情報が入り次第、県教育委員会に報告する。
- ② 当該生徒に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止(感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を基準)の措置をとる。
- ③ 当該生徒がPCR検査を受けて陽性と判明した場合、(2)の取扱いとなる。

(4) 生徒等の同居家族が濃厚接触者に特定された場合の対応

- ① 生徒本人や保護者、保健所等から情報が入り次第、県教育委員会に報告する。
- ② 当該同居家族が濃厚接触者としてPCR検査を受けた場合、当該検査結果が判明するまで、自宅待機とする。この場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとる。
- ③ 当該同居家族について、濃厚接触者ではあるものの、体調に変化がないということで保健所からPCR検査を案内されなかった場合についても、保健所の健康観察が継続する間は自宅待機とする。この場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとる。

必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(1m程度以内)で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。(「厚生労働省Q&A」より)

【確認事項】

感染者及び感染が疑われる者、濃厚接触者及び濃厚接触が疑われる者について次の点を確認することとなります。

- ① 対象者の氏名、本校生徒及び職員との続柄
- ② 対象者の所属部活動や指導部活動(生徒及び職員の場合)
- ③ 対象者の現住所(居住地)
- ④ 対象者の同居する家族構成
- ⑤ 通学(通勤)手段(生徒及び職員の場合)
- ⑥ 感染及び濃厚接触(疑いを含む)が判明するまでの行動、接触状況
- ⑦ PCR検査の有無、検査結果の判明(予定)日
- ⑧ 濃厚接触者の有無
- ⑨ 感染者及び濃厚接触者(疑いを含む)の2週間程度の健康状態(体温、症状等)
- ⑩ 受診した病院名と保健所名及び指示内容
- ⑪ 感染者及び濃厚接触者(疑いを含む)の現在の状況

等々